



平成31年3月7日

立川市議会

議長 佐藤 寿宏 殿

立川市議会 環境建設委員会

委員長 瀬 順 弘

行政視察報告

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察月日

平成30年11月8日（木）から平成30年11月9日（金）

の1泊2日

2 視察地及び視察事項

視察都市名	視 察 事 項
静岡県浜松市	ユニバーサルデザインのまちづくりについて
神奈川県藤沢市	藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業について

3 視察の概要及び所感

別紙のとおり

立川市議会環境建設委員会 行政視察報告書

日時:平成 30 年 11 月 8 日 (木)

視察先:浜松市役所

視察者:瀬 順弘(委員長)、若木早苗(副委員長)、

佐藤寿宏(議長)、木原宏、伊藤大輔、稲橋ゆみ子、高口靖彦 以上 7 名

議会事務局

1. 浜松市の概要

人口 804,989 人(うち外国人 23,145 人)(平成 30 年 4 月 1 日現在)、面積 1558.06 km² 静岡県西部に位置する政令指定都市、面積は全国で 2 番目に広い。工業都市であり、自動車、オートバイ(ホンダ、ヤマハ、スズキ)、楽器(ヤマハ、河合楽器)、繊維工場があり、工場で働く外国人も多く、外国人市民は 23,145 人で全体の 2.88%である。高齢化が進んでおり、高齢者(65 歳以上)、乳幼児、障がい者、外国人の方を合わせると 319,308 人であり全体の 39.67%となる。2020 年オリンピック、パラリンピックにはブラジル選手団 350 人をむかえる予定である。

2. 背景、目的、経緯

(1) 社会的背景としてユニバーサルデザインの考え方の重要性を認識し、少子化、高齢化、国際社会の進展と高齢者と障がい者の社会参加、さらに共同参画社会(老若男女すべての人)の希求がある。

(2) 関連する法と条例整備としては 1994 年のハートビル法、1995 年の静岡県福祉のまちづくり条例、2000 年の交通バリアフリー法、2006 年のバリアフリー新法がある。また、1999 年には静岡県がユニバーサルデザインに着手し、2000 年には静岡文化芸術大学が開学し、ユニバーサルデザイン教育が行われている。

(3) 浜松市ユニバーサルデザインの沿革

ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の展開が必要になり「思いやりの心が結ぶ優しいまち」の実現を目指し、取り組みが始まった。

2000 年度 都市計画課内にユニバーサルデザイン室の設置

2001 年度 ユニバーサルデザイン計画(U・優プラン)を策定

2003 年度 全国初となる「ユニバーサルデザイン条例」を施行した。(企画課へ移管)

2004 年度 公共建築物 UD 指針策定 (2006 年度 ユニバーサルデザイン課を創設)

2008 年度 道路施設 UD 指針策定

(2009 年度 ユニバーサル社会・男女共同参画課へ移行)

2011年度 第2次ユニバーサルデザイン計画(U・優プランII)を策定
2016年度 第2次ユニバーサルデザイン計画・第2期推進計画を策定
現在、第2期UD計画に基づいて取り組みが進められている。

3. ユニバーサルデザイン条例について

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、基本理念や基本事項を定め、市民、事業者、行政の役割を明らかにし、すべての人が安心、安全で快適に暮らすことのできる社会を築く事を目的とし、ユニバーサルデザインの定義を「年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行なっていくとする考え方」と定めた。市民、事業者、市が連携し、市民ワークショップでまちづくりを検討し、ユニバーサルデザイン協議会で計画の協議、推進、ユニバーサルデザイン推進本部で全庁的協議がされた。

(2) 推進体制

市民、事業者や市民団体、市が協力、連携して推進。国や県、学術機関等と連携している。外部組織としてユニバーサルデザイン審議会を設置し調査、審議、評価を行っている。また、庁内組織として副市長を本部長とした「浜松市 UD・男女共同参画推進本部」、全庁各課の課長補佐クラスによる「UD・男女平等参画推進員」、本庁・区役所の各課による事業実施、報告がされ、ユニバーサルデザイン担当課が調整と連携を行うよう組織されている。

4. 取り組み

(1) 現在の第2次ユニバーサルデザイン計画「U・優プランII」では「UD学習支援事業(学校や企業への出前講座、サポーター派遣プログラム、施設見学)」「保護者へのUD啓発」「UD市民会議」「UD学習支援ボランティア」「UD実践セミナー」「UD新聞コンクール」「まちあるきワークショップ」「まちなかウォークラリー」「UDシンポジウム」で学校教育や社会教育、市民と関わりながら取り組みを進めている。UD絵本ワークショップでは文化芸術大学との共催で取り組んでいる。「ユニバーサルツーリズムセミナー(観光圏ワークショップ)」や「UDおもてなしワークショップ」等で民間事業者と関わって取り組みを進めている。職員に対しては学習会やユニバーサル研修、新規採用職員ユニバーサル研修、新規採用職員ユニバーサルデザイン研修等がある。

(2) 公共施設のユニバーサルデザイン

公共建築物において新築や改修の際に配慮すべき指針「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を定め、ハード面における建築的配慮と施設管理上のソフト面での対応策を5つの指針(移動空間、生活空間、情報、共通設備、避難)に基づき検討し、役所内の窓口や通路、手すり、障がい者用駐車場と思いやり駐車場、オストメイトの方や乳幼児のおむつ交換、左

右の片麻痺や利き手の方に配置した 3 つトイレの整備、視覚障がい者誘導用ブロック、聴覚障がいに配慮した情報設備、多言語での表示などが整備されている。

(3) 歩行空間のユニバーサルデザイン

「みんなにやさしいみちづくり」を目指し、道路施設ユニバーサルデザイン指針を策定、地区や周辺施設別に整備水準を設定した。車道、歩道、防護柵や照明等の安全施設、環境・景観施設、案内施設、立体横断施設、その他を対象に基本的な考え方や整備事例も掲載した。車イス使用者、視覚障がい者、身体障がい者、中学生が参加し、道路空間の UD 検証を行い、視覚障がい者、車イス、自転車などが通行しやすいように段差をなくして溝をつけた UD ブロックが考案され、設置を進めている。また、地図と触知地図、音声案内による案内サインの整備や市民提案による路面誘導サインの整備を進めている。

(4) 情報のユニバーサルデザイン

高齢者、障がい者、子ども、外国人など様々な人が情報を受けとることのできる配慮として「文字や色の使い方」「情報内容や伝達方法」などに配慮が必要であり、「色の UD ガイドライン」を作成し、刊行物表現適正化支援やバリエーション(色弱疑似体験フィルター)の貸し出しを行なっている。2018 年度にはメディアユニバーサルデザイン手引きを作成。また、会議やイベントでの「要約筆記や手話通訳」「段差のない会場、車イス用の席や駐車場」「誰もが利用しやすいトイレ、託児」「多言語表記」などの取り組みが進められるよう「誰もが参加しやすいイベントづくりの手引き」を作成している。

また、就学前の外国人の子ども達への日本語教育、多言語の広報に取り組んでいる。

5. 質問より今後の課題など

○人口減少、超高齢社会、防災対策、ICT の進歩、東京オリンピック・パラリンピック、外国人観光客の誘客など見据えて、事業のマンネリ化を起さずに取り組みを進めていきたい。

○民間のハード面に関して補助金はなく、まちづくりにおいて民間に関しては課題があるが、浜松市としては理解啓発を進め、バリアフリー新法の重点整備地区のバリアフリー化を進める。

○予算はユニバーサルデザインとして 600 万円。ユニバーサルデザインについてや条例の冊子、各種マップ、ユニバーサルツーリズムガイドマップなど多種にわたって作成されている。

日時:平成 30 年 11 月 9 日 (金)

視察先:神奈川県藤沢市

北部環境事業所にて新 2 号炉整備.運営事業について説明を受け、
リサイクルプラザ等見学

視察者:瀬 順弘(委員長)、若木早苗(副委員長)、

佐藤寿宏(議長)、木原宏、伊藤大輔、稲橋ゆみ子、高口靖彦 以上 7 名
議会事務局

藤沢市の概要 (2018 年 4 月 1 日現在)

人口 4 2 9 , 3 1 7 人、面積 69.57 km²、神奈川県中央部に位置し、東京から 5 0 km 内。
。市政施行の 1940 年 36,769 人、2007 年 40 万人を超え、さらに増加が見込まれている。

1. ごみ処理施設の状況

○焼却施設は北部環境事業所ではし尿処理施設を併設し、日量 150t の焼却炉が 1 炉
(2007 年竣工) と石名坂環境事業所では日量 130t の焼却炉 2 炉 (1989 年竣工) で処
理している。

○破碎処理、資源化、環境啓発施設として「リサイクルプラザ藤沢 (2014 年竣工)」に
て破碎処理は日量 70.5t、資源化処理 (ビンカン等) は日量 61.5t。

○最終処分は女坂最終処分場 (埋立地面積 17,700 m²) にて処分している。

2. 新 2 号炉整備決定までの経緯

焼却施設の焼却能力の低下や故障箇所増加により、維持管理費が増加している事や、
今後も人口が増加し、ごみ発生量の予測は増加傾向であり、突発的な故障の恐れがある為、
焼却施設の整備を早急に行う必要がある。そのため平成 28 年 (2016 年) 4 月に藤沢市焼却
施設整備基本計画を策定。現在、2 施設 3 炉体制を維持しつつ整備を行う必要があり、北部
環境事業所の廃止した 2 号炉 (1974 年稼働、2013 年廃止) を更新することとした。

3. 施設整備基本計画

① 整備に対する基本的な考え方として「環境に配慮」「強靱化.災害拠点機能を有する施設」
「エネルギーの地産地消」「ごみ質変化と災害ごみに対応」「ライフサイクルコストの低減」
「安定稼働と長寿命化」を掲げた。

② 焼却方式についてはリサイクル推進や焼却エネルギー利用、最終処分場負担軽減を図
るため、ストーカ方式と流動床方式を比較検討し、「ごみ粉碎の前処理が不要で安定性があ
る」「経済性で優位」「災害ごみの受け入れゴミ質の許容範囲」「メーカーの競争性」という
ことからストーカ方式を採用する事とした。

③ 災害時は避難スペースの確保、電源確保、非常時照明設置、災害対応型自動販売機設置スペースの確保、電気自動車や携帯電話の充電電源の確保、複数の水源を確保する。

④ エネルギー回収型廃棄物処理施設として、発電量 3000kw を計画し、さらに排ガス熱をより多く回収できる設備の導入や施設内の省エネ設備の選定により、さらに発電量を向上させ、より一層の発電量の拡大とエネルギーの地産地消について、電力自由化等も含めて検討を行う。得られた熱は全て発電に使う計画である。

2016 年～2017 年に事業者選定を行い、2018 年～2022 年度の 5 年間、既設焼却炉の解体と新 2 号炉建設工事を行い、新 2 号炉は 2023 年に稼働するスケジュールです。

4. 事業方式、事業費

定量的評価、定性的評価、民間事業者参入意向において評価し DBO（公設民営）方式とした。1 号炉を稼働させながら施工する難易度の高い工事であり、解体の際には予見できない埋設物撤去や地下土壌調査については追加費用が発生する場合があります、工事進捗への影響が課題。事業費には東日本大震災復興事業と東京オリンピック・パラリンピック関連事業による費用高騰が見込まれた。解体工事費は建設工事請負契約に含まれ、全体工事費は 113 億 8,357 万 8000 円（内解体工事費は 11 億 365 万 2 千円）。債務負担行為（165 億 2,400 万円）を計上。

5. 施設運営についての市と事業者の役割と費用負担

○民間事業者の業務範囲…事前業務；運営事業者の設立、設計・建設（解体含む）、運営維持管理業務（廃棄物適正処理、搬入・搬出車両の誘導、熱エネルギーの有効利用と売電（収入は市のものとする）、焼却灰・飛灰等を施設内に貯留し、積み込みを行う、見学などの対応の協力、適正な維持管理と契約終了後の運営方法検討への協力

○市の業務範囲…用地準備、生活環境調査、可燃ごみ等の搬入、受付・計量、焼却灰・飛灰・処理不適切物引き取り・資源化・処分、モニタリング、住民への対応、見学者への対応、設計・建設費（解体含む）の支払い、運営・維持管理費の支払い、循環型社会形成推進交付金の申請手続等の行政手続き。

6. 市民説明と市民の声

施設建設にあたっての説明は隣接する 5 自治会の自治会長会にて環境影響調査について説明し、2017 年 12 月に周辺住民に対して説明会を行った。基本構想発表後にパブリックコメントを行い「煙突の高さをできるだけ高くしてほしい」「ごみ減量化に取り組んでほしい」の意見があった。また自治会長説明会にて「余熱利用（プール）」設置の有無について質問があった。

7. 事業者選定方式と審査会

総合評価入札と公募型プロポーザル方式を評価した結果、事業者との対話や契約協議において一定の変更を反映する事が出来るなどにより、公募型プロポーザル方式を取る事とし、事前検討を十分に行う事や選定手続きは総合評価入札の場合に準拠し、選定の透明性を確保する事を留意した。方針や事業者選定を審査・決定するために学識経験者（2名）公認会計士、一級建築士、市職員6名からなる「藤沢市北部環境事業所新2号整備・運営事業審査委員会」を設置し、実施方針の策定、特定事業の選定、募集要項と事業者選定基準、提案書等の審査及び事業者選定の審議を行う事とした。

8. 事業者選定と契約締結前後や今後の課題

- ①基本構想から事業者選定までの期間が短く、関係諸官庁、理事者調整、議会との報告ややりとり、タイミング等と計画進行調整が非常にタイトであった。また、プロポーザル方式で優先交渉権者を選定後から契約に至るまでの期間も短かったことは課題である。事業期間中のスケジュールを廃棄物コンサルタントと検討し、スケジュール管理をして対応した。
- ②市が示す要求水準書に対する事業者提案について、プロポーザル方式で総合評価により選定されている事から、提案内容変更の際には内容によっては変更交渉に困難や契約金の変更が生じるため、対応として工事積算書の比較精査を行う予定。
- ③1号炉を稼働させながらの工事であり、施設運営、搬入事業者、市各課、各担当と調整を頻繁に行わなくてはならない。北部環境事業所施設運営事業者が3事業者となるため、責任範囲や連携についての協議を続けて行く必要がある。今後は協議会を設立し、安定運営につなげる事が重要である。
- ④新2号炉整備が終われば、石名坂環境事業所の整備が必要であり、並行して整備計画を推進してゆく。

9. リサイクル事業について…廃油の資源化を行なっている。鳥の餌や道路標示の塗料となる。生ごみたい肥化「キエーロ」の取り組みを行なっている。

その他質問等より

- これまで直営だったが、DBO方式になり不安もあった、毎日の引きつぎや報告により安心できる。
- 焼却炉の構造や性質について市の職員が確認できる体制をとっている。
- 第三者機関を入れてモニタリングを行うことはリスク管理につながる。
- 周辺は準工業地域になっているが、住宅地は近い。
- 審査委員会に住民が入っていない。リサイクルプラザをつくる際に部外の人が入りすぎで意見がまとまらなかった。

